

抗議声明

12月10日は、年末手当の支払日である。妥結した2.9箇月で当然支払われるものである。しかし、12月6日から各職場で配布されている振り込み通知書によれば、現在わかっているだけで約60名の組合員が不当に5%カットされている。理由を問いただす組合員に現場管理者は「知りません」「総合的判断」「鉄事が決めたこと」などと弱々しく応えている。何が「総合的判断か」！ふざけるのもいいかげんにしろ！相次ぐ増発でやむなく休日労働まで応じてきたにもかかわらず、カットなのだ。逆にプラスで当然なのである。明らかにJR東海労働組合を狙った、恣意的判断による大量カットであり、新たな組織破壊をもくろんだものである。不当差別・不当労働行為以外のなにものでもない。

しかも、カットは、新幹線地本に集中している。これはこれまでの運輸システムの人事運用変更反対・乗務員手当の削減反対、安全確立、年休取得の取り組み、顔末書・始末書の拒否、などの闘いの前進に対する報復であり圧殺を目的にしたものである。

もちろんこれにとどまらない。わが組合員だけが、カットの対象なのではない。やがて全社員を対象として拡大することは明らかである。JR東海幹部は、JR西日本のように現行賃金体系はただちに変更しないとはいうものの「評価の対象となる職務能力、職務内容の重要度は定期昇給、期末手当、昇進・配置等において的確に反映させることができる」と定期昇給や期末手当で格差をつけることを公言している。そのあらわれが昨年からの定期昇給や期末手当のカットの増大に示されている。さらに特勤手当の改正と称する手当の改悪（乗務労働の特殊性の否定など）もそのひとつである。

11月29日、関西ボーナスカット裁判で大阪地方裁判所は、「年末手当の調査期間中の成績率の決定の基になる事実の有無につき判断を誤った過失があったというほかなく」と、会社の不当性を認め、3名のJR東海労働組合員に対し、それぞれ約6万5千円の支払いを命じた。つまりカットの理由としてあげていた事象は事実ではなかつたと認定されたのだ。カットの理由がデッチ上げであったのだ。会社はこの判決を真摯に受けとめるところか、まったく無視して不当なカットを繰り返しているのだ。

わがJR東海労働組合は、不当な年末手当カットを断じて許すことはできない。ここに強く抗議する。そして、あらゆる手段を行使して会社の姿勢をただしていく。決して泣き寝入りはしない。不当なカットを撤回させるまでたたかっていく。

2004年12月10日
JR東海労働組合